

令和 7 年 4 月 1 日適用の料金改定以前に 販売した回数券（大人）の取扱いについて

令和 2 年 1 0 月 1 日の料金改定に係る特例的措置（改定前料金据置）の終了に伴い、令和 7 年 4 月 1 日以降の施設利用料につきましては新料金へ変更となりました。

令和 7 年 3 月 31 日まで販売していた 4,000 円の回数券（大人）につきましては、差額(1 枚あたり 5 0 円)のお支払いが必要です。各施設の窓口でお支払いをお願いいたします。

(シニア・こどもの回数券については、R7 年 3 月 31 日までの料金から変更はありません)

- ① 旧回数券を複数枚お持ちの場合、枚数分の差額をお支払いいただいた場合、同枚数の料金改定後の回数券と交換させていただきます。
- ② 回数券 1 冊につき差額 500 円を支払うことにより、改定後回数券 1 冊へ交換いたします。(切り離し済みでも対応可能ですが、同一種類に限ります。)

旧プール共通回数券（大人）

旧体育館共通回数券（大人）

新プール共通回数券（大人）

新体育館共通回数券（大人）

